

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 高性能林業機械貸付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金（以下「基金」という。）は、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱及び一般財団法人群馬県森林・緑整備基金高性能林業機械借受事務取扱要領（以下「借受事務取扱要領」という。）に定めるほか、この貸付事務取扱要領により林業の機械化を促進するために必要な高性能林業機械の貸し付けを行う。

(貸付の対象機械)

第2条 貸付の対象とする機械は、毎年度一般財団法人群馬県森林・緑整備基金代表理事（以下「代表理事」という。）が定めるものとし、借受事務取扱要領により基金に機械を貸し付ける者（以下「貸付者」という。）から基金が借り受けた機械とする。

(林業機械の借受者)

第3条 基金から林業機械を借り受ける者（以下「借受者」という。）は、県内において林業を営む者及び代表理事が認める者とする。

(貸付の範囲)

第4条 機械貸付の範囲は、森林の施業管理またはこれに付随する工事等の施工に使用する場合に限るものとする。

(借受の申請)

第5条 林業機械を借り受けるときは、借受開始日7日前までに林業機械借受申請書（様式第1号）を代表理事に提出しなければならない。

(貸付の決定及び契約)

第6条 代表理事は、前条による林業機械借受申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、借受者に対し林業機械貸付決定通知書（様式第2号）をもって、貸付の決定を行ない林業機械貸借契約書（様式第3号）により契約を締結する。契約書は2部作成のうえ、基金と借受者それぞれが保管するものとする。

(貸付料)

第7条 林業機械の貸付料は、基金が貸付者に対して支払う料金の総額から、借受事務取扱要領第6条の借受料の2分の1の額を差し引いた額とする。

(機械の現状確認)

第8条 機械の引き渡しにあたり、貸付者は、借受者の立ち会いのもとに機械の現状確認を行わなければならない。

(機械オペレーター)

第9条 借受者は、機械の操作及び作業に関する教育を受けている者、または機械の操作及び作業に関する知識、技能を有している者を当該機械の機械オペレーターとして作業に従事させなければならない。

(安全作業の遵守)

第10条 借受者は、安全作業に努め災害防止に万全を期さなければならない。

2 人身事故及び物損事故が発生したときは、借受者の責任において処理しなければならない。

(維持管理)

第11条 借受者は、機械の使用にあたり日常の点検整備を実施し、善良な維持管理を行わなければならない。

2 借受者は、貸付を受けた機械を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(契約内容の変更)

第12条 借受者の都合により契約内容を変更するときは、林業機械貸借契約変更申請書(様式第4号)を代表理事に提出し承認を受けなければならない。

2 代表理事は、前項について申請者と協議し合意したときは、林業機械貸借契約変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(経費負担)

第13条 機械の貸借期間中に要する機械の運搬、油脂・燃料、消耗品に係る経費は、借受者がこれを負担しなければならない。

(棄損または滅失の報告及び措置)

第14条 借受者は、機械の貸借期間中に棄損または滅失したときは、直ちにその事実及び事由について、代表理事に林業機械借入に伴う事故発生報告書(様式第6号)を提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の滅失または棄損が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担により、これを補填または修理しなければならない。

(機械の返還時の点検)

第15条 機械の返還にあたり、借受者は、貸付者立ち会いのもとに機械の点検を行わなければならない。

(完了届)

第16条 借受者は、機械の使用を完了したときは、速やかに林業機械借受完了届(様式第7号)を代表理事に提出しなければならない。

(貸付料の請求及び振込)

第17条 代表理事は、前条の完了届を受理後、適正に実施したと認められるときは、借受者に対し、林業機械貸付料請求書(様式第8号)により貸付料を請求するものとする。

- 2 借受者は、前項の請求書により、貸付料を振り込まなくてはならない。
- 3 振り込みにかかる手数料は借受者の負担とする。

(違反行為等の措置)

第18条 代表理事は、借受者が次の事項に該当するときは、貸付機械を返還させることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) この取扱要領に定める事項に違反したとき。
- (3) その他借受者に貸付を不相当と認める行為があったとき。

(その他)

第19条 この取扱要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度、借受者と協議して定めるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成10年度事業から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成24年度事業から適用する。

附 則

この取扱要領は、一般財団法人移行の登記の日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和5年10月1日から適用する。